

40歳以上の方へ 明日の健康のために年に一度健診を受けましょう！ 特定健康診査・保健指導・後期高齢者健康診査

生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防改善するために40歳以上の方に特定健康診査、そして75歳以上の方に後期高齢者健康診査が実施されます。

■特定健康診査／40～74歳の方

持ち物 国民健康保険の保険証、受診券、自己負担金(千円)

■特定健康診査(生活機能評価)／65～74歳の方

持ち物 国民健康保険の保険証、受診券、自己負担金(千円)

■後期高齢者健康診査(生活機能評価)／75歳以上の方

持ち物 後期高齢者医療の保険証、受診券、自己負担金(千円)

■特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳の三芳町国民健康保険加入の方
①受診券等の送付
6月中に「受診案内・特定健康診査」を送ります。

■詳細な健診項目／眼底検査(前年度の特定健診の結果により受診)

④結果のお知らせ
⑤特定保健指導の通知
生活習慣病のリスクが高い方へ積極的支援 特定保健指導利用券が送付されます。生活習慣病のリスクが出現しはじめた方へ動機づけ支援「特定保健指導利用券」が送付されます。

■特定健診の問い合わせ

住民課 国民年金係(内線154)
保健センター ☎258-11236

■生活機能評価(介護予防健診)

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」を記入し、年齢とともに現れる心身の機能(運動機能や口腔機能、低栄養状態等)の衰えているところを早めに知り、いつまでも健やかに過ごせるよう介護予防に取り組むための健診です。

■生活機能評価(介護予防健診)の問い合わせ

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

■生活機能評価(介護予防健診)の問い合わせ

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

■生活機能評価(介護予防健診)の問い合わせ

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

■生活機能評価(介護予防健診)の問い合わせ

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

■生活機能評価(介護予防健診)の問い合わせ

生活機能評価とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

三芳町内実施医療機関

医療機関名	住所	電話
1 あさの内科クリニック	三芳町みよし台6-14	274-6221
2 埼玉セントラル病院	三芳町上富2177	259-0161
3 富士内科クリニック	三芳町藤久保16-15	257-0601
4 三芳診療所	三芳町藤久保3990-5	258-6713
5 安田医院	三芳町上富402-5	258-3251
6 山田内科クリニック	三芳町北永井3-11	259-4462
7 三芳野病院	三芳町北永井890-6	259-3333
8 イムス三芳総合病院	三芳町藤久保266-1	258-2323

※富士見市・ふじみ野市の実施医療機関でも受診できます。

男女共同参画週間 6月23日～6月29日

平成21年度標語
「共同参画 新たな社会のパスワード」

この6月で、男女共同参画社会基本法が制定されてから10年を迎えます。基本法では男女共同参画社会を実現するため、5つの基本理念(1 男女の人権の尊重、2 社会における制度又は慣行についての配慮、3 政策等の立案及び決定への共同参画、4 家庭生活における活動と他の活動との両立、5 国際的協調)を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民がそれぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

男女共同参画パネル展を開催します



日時 6月23日(火)～6月30日(土)は除く
午前8時30分～午後5時15分
場所 役場庁舎1階 エントランス
※『男女共同参画の視点から考える表現ガイド～よりよい表現をめざして～』のパネルを展示します。ぜひ、ご覧ください。

▼そもそも・・・
「男女共同参画社会」とは何だっけ?
男女共同参画社会とは、女性も男性も性別にかかわらず個人が持つ能力を十分発揮でき、自らの意思であらゆる分野に参画することができる社会のことです。男女が対等なパートナーとして互いに協力し合う社会の形成に向けて町では、みよし男女共同参画プランに基づき取り組んでいます。
(プランは役場4階情報資料室またはHPでご覧いただけます。)
▼でも・・・
昔からの伝統やしきたりがあるわけだし、「男は男らしく、女は女らしく」が当たり前じゃあないか?
男らしさや女らしさは社会や状況に応じて多様な意味を持ち、一概に定義できるものではありません。男女共同参画は、個人が何を「男らしく」「女らしく」と考えるかについて関与するものではなく、ひな祭りや端午の節句などの伝統文化を否定しようとするものでもありません。しかし、男女の人権が侵害される部分は改善する必要があります。たとえば、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識は男女の生き方を決めつけ、そうでない生き方をしている人を無意識のうち傷つけるおそれがあります。個性、資質、能力は性別にかかわらず「人」によって異なるものです。自分らしく生きられる社会を築くため、私たち一人ひとりができることから実行していきます。
問い合わせ 総務課人権推進係
(内線404・405)
FAX 274-1055

生活機能評価(介護予防健診)

生活機能評価(介護予防健診)とは、「基本チェックリスト」を記入し、年齢とともに現れる心身の機能(運動機能や口腔機能、低栄養状態等)の衰えているところを早めに知り、いつまでも健やかに過ごせるよう介護予防に取り組むための健診です。

生活機能評価(介護予防健診)とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

生活機能評価(介護予防健診)

生活機能評価(介護予防健診)とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。

生活機能評価(介護予防健診)

生活機能評価(介護予防健診)とは、「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方に生活機能評価(介護予防健診)を行います。